

公益財団法人 東京コミュニティー財団

事業指定助成プログラム — 2025年11月期 第一回 募集要項 —

青少年の育成、教育、国際相互理解の促進に係る非営利事業を募集します

当財団では、社会的課題の解決に取り組む市民活動を支えるため、冠基金等の設立を通じて非営利活動法人等（以下、「NPO等」という）への助成プログラムを管理・運営してまいりました。

日本においても徐々に寄附文化が浸透してきておりますが、さらに広く社会に寄附を促し、寄附文化を醸成する取り組みとして、事業指定助成プログラム型の助成事業を行ってまいります。

注）本要項は、当財団の2025年11月期 第一回の実業指定助成プログラムの募集要項となります。

当財団の実業指定助成プログラムの全体・概要についてのご説明は、別途「基本要項」を掲載しておりますので併せてご覧ください。

1. 本年度の募集対象について

当財団では、2020年9月から事業指定助成プログラムによる非営利事業への寄附募集サポートを開始いたしました。

当財団の第18期（2025年11月期）につきましては、当財団の設立当初からの基本理念である「青少年の育成、教育、国際相互理解の促進」分野での非営利活動を募集対象といたします。

※今後、対象分野が追加となる可能性があります。その場合は、別途お知らせいたします。

【第18期 募集事業】

青少年の育成、教育、国際相互理解の促進等に行われる非営利事業

【対象団体】

日本国内に事務所を置く特定非営利活動法人・公益法人・任意団体・一般法人・市民活動団体
（法人格の有無は不問）

【申請額の限度】

申請額（助成希望額）に関して上限額及び下限金額はありません。

【採択事業数】

採択事業数についての定めは有りませんが、当財団の事務負担等の状況により、募集を一時中断する場合があります。その場合は、別途お知らせいたします。

※申請要件については、その他事項もあります。詳細については「基本要項」をご覧ください。

2. 申請受付期間

2026年4月2日（木）～2026年4月15日（水）の間で随時受け付けを行います。

3. 申請方法

当財団HPに掲載されている「助成事業申請書（事業指定助成プログラム）」をダウンロードし、必要事項を記入し添付資料を添えて申請してください。

※ 必要添付資料、提出方法等については「基本要項」をご覧ください。

4. 寄附募集期間と事業実施期間

寄附募集期間：採択時から最大1年間

事業実施期間：原則として寄附募集期間終了後1年以内に終了するもの

※ 1年を超える実施期間が必要な事業については、別途、当財団事務局にご相談ください。

※ 詳細については「基本要項」をご覧ください。

5. 選考について

(1) 選考については、助成申請書が到着したものをから順次行います。

(2) 当財団事務局による書類審査の後、当財団内の所定の手続きで選考し、理事会で承認した後に、結果を通知いたします。

(3) その他、選考基準等については「事業指定助成プログラム -基本要項-」をご覧ください。

6. その他の事項

寄附者からの支援は寄附申し込みをいただいた後、指定の銀行口座に振込みまたはクレジットカード決済をお願いする形で行ないます。

■申請先／本プログラムについてのお問い合わせ先

公益財団法人東京コミュニティー財団 事務局

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4 半蔵門ファーストビル5F

T E L : 03-5212-5244（平日 9:00～17:30） F A X : 03-5212-5216

電子メール : jimukyoku@tmcf.or.jp

ホームページ : <https://tmcf.or.jp/>